

質疑応答の状況（要旨）

質 問 ・ 意 見	回 答
指名停止について	
<ul style="list-style-type: none"> ・指名停止の日数について、県内で発生した案件より県外で発生した案件の方が短い理由は何か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・経緯等を確認し、改めて報告する。
1 令和5年度県営住宅牟礼団地M-26号棟E V棟増築及び住戸改善建築工事	
<ul style="list-style-type: none"> ・他の棟ではなく、この棟で工事を行う理由は何か。 ・今後、1億円程度必要な同様の工事を、他の全ての棟で行うのか。 ・耐震性のない建物が含まれているのか。 ・この棟は30室中10室が空室であるが、工事を行う経済的合理性があるのか。耐震性のない建物から入居者を移し、空室を埋めていくということか。 ・落札候補者に対する追加資料の提出依頼は毎回行っているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・住戸改善は耐震改修済の棟で行っており、この棟は耐震改修済であるためである。 ・牟礼団地に限らず、他の団地においても順次工事を行っている。 ・耐震性不足の建物はあるが、その入居者に対して、耐震性のある建物への移転促進を行っている。 ・耐震性のない建物の入居者に、この棟の空室に移っていただくものと考え、工事を進めている。 ・入札参加資格等の詳細を確認するために、全ての落札候補者に資料提出を求めている。
2 県立ミュージアムイナージェンガス消防設備改修工事	
<ul style="list-style-type: none"> ・1者応札となっているが、参加可能な業者数は何者を想定していたのか。 ・予定価格はどのように算出したのか。 ・参考見積りは、今回の工事に関する見積りか。 ・1者応札となった原因は。 ・落札者は、予定価格の算出時に参考見積書を提出した業者の中に入っているか。 ・落札者は、自社が参考見積りとして算出した金額よりも低い金額で入札したということか。 ・参考見積書の提出業者が低入札調査基準価格に近い金額で応札しているため、予定価格の適切性が疑問となる。低入札となった可能性もあり、予定価格の設定については再度検討してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・消防施設工事B等級で県内に建設業法の主たる営業所を有している72者を想定していた。 ・宮繕課等の助言や業者からの情報に加え、参考見積書徴収部分については2件のうち単価が低い方を参考に設定した。 ・今回の工事に関して見積りを依頼した。 ・来館者がいない時間帯と休館日で工事を進めるため、スケジュールが厳しいことが原因と考えられる。なお、入札前に示す設計図書を借りに来た業者は3者おり、そのうちの1者が応札した。 ・入っている。 ・入札時は他者との競争になるため、参考見積価格よりも下がるのが一般的と考えている。
3 琴林公園照明灯改修工事	
<ul style="list-style-type: none"> ・照明灯7基のうち、6基は更新しているが、1基は撤去のみとしている理由は。 ・照明灯の更新頻度は。 ・予算が確保できれば残りの1基を設置したいとのことだが、今回の工事とは別の照明灯があれば、それらの改修と同時に行うのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・予算の関係で7基同時に更新できなかった。来年度以降で予算が確保できれば、今回設置できなかった1基を設置したいと考えている。 ・今回改修した照明灯は平成元～5年にかけて設置したものであり、初めての更新であったため、30～35年程度で老朽化が進むと考えられる。今後も日常点検を行いながら、危険性があれば適宜更新していく。 ・公園内には照明灯が13基あり、今回改修しなかったものも、状態を見ながら改修を行っていく。そのタイミングで今回の1基の設置を検討したい。
4 NO. 19 港湾施設維持修繕工事（サンポート地区ほか）	
<ul style="list-style-type: none"> ・修繕は事前に数が確定しないものであるが、どのように算定し、発注しているのか。 ・古くなるほど修繕の見込みを増やす、というわけではないということか。 ・今回抽出されていない工事に、この工事と同じような名称・金額・応札者数で入札が行われ、今回と同じ業者が受注している工事があるが、関連はあるのか。 ・時期が違うが、偶然同じ業者が落札したということか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年継続的に行っている工事であるので、概算額を推測して発注している。早期に修繕を行った結果、修繕実績が工事金額に達しそうな場合は、工期を短縮し、次の工事を発注することになる。 ・そのとおり。施工場所が広範囲であり、個別の施工場所で判断しているのではなく、対象区域全体で、優先順位が高い部分から対応している。 ・発注時期が異なっているが、同じ区域で継続発注している工事である。 ・そのとおり。

5. ふじみ園福祉ホームA棟外1棟改修設備工事	
<ul style="list-style-type: none"> ・工事期間が約2か月延長となっている原因は。 ・工事はいつから始まったのか。 ・2回も不調となった原因は。 ・契約者は、一般競争入札時には、配置予定技術者が要件を満たさなかったことで入札無効となっているが、契約時の配置技術者は同じ者か。 ・一般競争入札時の入札金額と比較して、随意契約時の見積り金額が高くなっている原因は。 	<ul style="list-style-type: none"> ・2回の入札が不調となり、落札者決定までに3回の入札を行ったことで、工期が短くなっていたためである。 ・8月3日に着手している。 ・本工事は、入居者が近くで生活をしている状況で行う必要があり、また、トイレや浴室の改修等、複数工種に跨る水回りの小規模工事が6か所あるため、収益性が低い。さらに、片方のトイレの改修中は、もう一方のトイレが使用できなければならないなど、複数か所を同時に工事できず、職人・材料等の手配がそれぞれで必要となるため、敬遠されたものと考えている。 ・一般競争入札時の配置予定技術者とは異なる者を配置している。 ・配置予定技術者を変更したことや工期が短くなったことが原因として考えられる。なお、本案件は単独随意契約としているが、業者にとっては、県が何者に見積依頼をしているか不明な状態であったため、競争を意識しながら適切な価格での見積りをしたものと理解している。
再苦情への対応について	
<ul style="list-style-type: none"> ・再苦情への対応を公開した後、申立者からの連絡はあったか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今のところない。